音、振動その他の大気に係る環境（次条第三項第一号イ及び別表第一において「大気環境」という。）を「大気環境」に改め、同号イ(2)中「水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（次条第三項第一号ロ及び別表第一において「水環境」という。）」を「水環境」に改め、同項第二号ロ(7)中「法令等により」を削り、「状況」を「環境の保全に関する施策の内容」に改め、同号ロ(8)中「の事項」を「対象飛行場設置等事業に関し必要な事項」に改め、同条第二項中「把握するよう留意する」を「把握する」に改め、同条第三項第二号中「関係する地方公共団体」を「対象飛行場設置等事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体（以下この条及び第二十一条から第三十二条までにおいて「関係地方公共団体」という。）」に改め、同条を第二十条とする。

第四条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に、「第十二条」を「第二十七条」に改め、同条を第十九条とし、第三条を第十八条とする。

第二条第一項中「地方防衛局長又は地方防衛支局長（以下「地方防衛局長等」という。）」を「地方防衛局長等」に、「規定する」を「掲げる」に改め、同項第一号中「第五条第一項第一号イ」を「第二十条第一項第一号イ」に改め、同項第三号中「第五条第一項第一号ハ」を「第二十条第一項第一号ハ」に改め、同条第二項中「第五条第一項第二号」を「第二十条第一項第二号」に改め、同条第三項中「第一項第二号に掲げる事項」を「対象飛行場設置等事業実施区域」に改め、同条第四項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）」を「専門家等」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、当該専門家等の所属機関の種別についても個人が特定されない範囲において明らかにするよう努めるものとする。

第二条を第十七条とする。

第一条の二第一項第二号中「環境の構成要素（以下「環境要素」という。）」を「環境要素」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は第六条第三号イからニまでに掲げる重要な環境要素が存在する地域

第一条の二第一項第四号イ中「環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）」を「環境基準」に改め、同条を第十六条とする。

第一条中「環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。第二条第一項において「令」という。）」を「令」に、「環境影響評価法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第十五条とし、同条の前に次の十四条を加える。

（法第三条の二第一項の主務省令で定める事項）

第一条　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の四の項のイ、ロ又はハの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業（以下「第一種飛行場設置等事業」という。）に係る環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、第一種飛行場設置等事業を実施する区域の位置、第一種飛行場設置等事業の規模又は第一種飛行場設置等事業に係る飛行場及びその施設の構造若しくは配置に関する事項であって、次に掲げるものを含むものとする。

一　第一種飛行場設置等事業の種類（設置の事業又は変更の事業の別及び変更の事業にあっては滑走路の新設を伴う事業又は滑走路の延長を伴う事業の別）

二　第一種飛行場設置等事業が実施されるべき区域の位置

三　第一種飛行場設置等事業の規模（設置の事業又は滑走路の新設を伴う変更の事業にあっては滑走路の長さ、滑走路の延長を伴う変更の事業にあっては延長前及び延長後の滑走路の長さ）

四　第一種飛行場設置等事業に係る飛行場の使用を予定する航空機の種類

五　第一種飛行場設置等事業が実施されるべき区域の面積

（計画段階配慮事項に係る検討）

第二条　第一種飛行場設置等事業に係る法第三条の二第三項の規定による計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針については、次条から第十条までに定めるところによる。

（位置等に関する複数案の設定）

第三条　第一種飛行場設置等事業の実施を担当する地方防衛局長又は地方防衛支局長（以下「地方防衛局長等」という。）は、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種飛行場設置等事業を実施する区域の位置、第一種飛行場設置等事業の規模又は第一種飛行場設置等事業に係る飛行場及びその施設の構造若しくは配置に関する複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2　地方防衛局長等は、前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種飛行場設置等事業を実施する区域の位置又は第一種飛行場設置等事業の規模に関する複数の案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、第一種飛行場設置等事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために第一種飛行場設置等事業に係る飛行場及びその施設の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。

3　地方防衛局長等は、第一項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種飛行場設置等事業に代わる事業の実施により第一種飛行場設置等事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにしなければならない。

（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握）

第四条　地方防衛局長等は、第一種飛行場設置等事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種飛行場設置等事業の内容（以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。）並びに第一種飛行場設置等事業の実施が想定される区域（以下「第一種飛行場設置等事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一　事業特性に関する情報

イ　第一条各号に掲げる事項

ロ　第一種飛行場設置等事業に係る工事計画の概要

ハ　その他第一種飛行場設置等事業に関する事項

二　地域特性に関する情報

イ　自然的状況

(1)　気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）

(2)　水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

(3)　土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

(4)　地形及び地質の状況

(5)　動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(6)　景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況